

兵庫県立人と自然の博物館協議会の公開等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県立人と自然の博物館協議会の組織及び運営に関する規則(平成4年3月27日兵庫県教育委員会規則第9号。)第4条の規定に基づき、兵庫県立人と自然の博物館協議会(以下、「協議会」という。)の会議の公開等に関して必要な事項を定める。

(協議会等の公開)

第2条 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、協議会を公開しない旨の議決をしたときは、この限りではない。

- (1) 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審議する場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずると認められる場合

2 公開した協議会の会議資料及び会議録は、次の事項を除いて公開とする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号にかかげる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項
- (3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、協議会の許可を得て、協議会を傍聴する者をいう。

(協議会の開催の周知)

第4条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の2週間前までに館内掲示およびホームページにより周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は15名とし、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

(傍聴の手続等)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議の当日、協議会の開会予定時刻の30分前までに、あらかじめ住所、氏名その他会長が必要と認める事項を記載した傍聴申出書を会長に提出し、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選により、傍聴証の交付を受ける者を定める。

3 傍聴証の交付を受けた者は、係員に当該傍聴証を示し、その指示に従わなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、報道関係者で会長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者(ただし、会長の許可を得た者を除く。)
- (5) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批判を加え、又は賛否を表明する行為を行わないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議室において、写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合を除く。
- (6) 会議室において、携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為はしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が非公開であることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの規定に違反し、会長が退場を命じたとき。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成19年1月12日から施行する。

傍聴を希望される方へ

兵庫県立人と自然の博物館協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の当日に協議会の開会予定時刻の30分前までに、受付で住所、氏名等を記入し、協議会会長の許可を得た上で、係員の指示に従って会議室に入場してください。
- (2) 傍聴を希望される方が、定員（15名）を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反し、会長の注意をうけてもなお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 非公開と決定した事項の審議については、退場していただきます。

3 会議を傍聴するに当たっての守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、次の事項を守ってください。

- (1) 議事に批判を加え、又は賛否を表明する行為を行わないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会議室において、写真撮影、録画又は録音をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議室において、携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為はしないこと。

兵庫県立人と自然の博物館協議会 傍聴申出書

年 月 日開催の兵庫県立人と自然の博物館協議会の
会議を傍聴したいので申し出ます。

年 月 日

兵庫県立人と自然の博物館協議会会長 様

申出者

住 所

(電話)

氏 名

第 号

傍 聴 証

年 月 日開催の兵庫県立人と自然の博物館協議会の
会議の傍聴を許可します。

年 月 日

様

兵庫県立人と自然の博物館協議会会長

(時 分までに受付で、この傍聴証を係員に提示し、
係員の指示に従って傍聴して下さい。)

